

宇都宮地方裁判所委員会（第8回）議事概要

（宇都宮地方裁判所委員会事務局）
速報のため、事後修正の可能性あり

1 日時 平成18年7月12日（水）13：30～15：30

2 場所 宇都宮地方裁判所大会議室

3 出席者

（委員・50音順，敬称略）

板橋賢二，大野市太郎，吉光寺ヒロ子，佐藤主税，柴恵子，代田郁保，関隆一，相馬良博，田中徹歩，馬嶋孝，水越久夫

※伴靖は欠席

（庶務）

堤博美事務局長，金井孝夫事務局次長，望月克彦総務課長，塩原義裕総務課課長補佐，鈴木珠美総務課庶務係長

（説明者）

大野市太郎委員長，中西健市民事首席書記官，伊澤浩民事部主任書記官，望月克彦総務課長

4 議事

(1) 新任委員等の自己紹介

(2) 裁判所からの説明

① 憲法週間記念行事の結果について

・ 憲法週間記念行事の結果を説明（説明者）

② 裁判員制度の制度設計等に関するアンケート調査（最高裁刑事局実施）の結果について

・ 裁判員制度の制度設計等に関するアンケート調査の結果を説明（委員長）

・ 公判前整理手続が実施され，審理が長引くと予想される場合，その旨を裁判員に対して伝えることになるのか。（委員）

・ 裁判員裁判については，公判前整理手続において，審理日程をすべて決定する。先ほどのアンケート調査の結果から，裁判員候補者の日程調整が可能な1か月半くらい前の時期に，選定手続，審理等の日程をお知らせできるようになるのではないか。（委員長）

③ 法曹三者による裁判員模擬裁判（第3回）結果報告等

（ア）委員長からの解説，結果報告等

・ 今回の模擬裁判は，強盗致傷被告事件を審理した。これまで2回の模擬裁判では，いずれも単独犯の事案を扱ったが，今回は共犯の事案，しかも従的な立場にある被告人の事案を審理した。共謀の成立の有無が一番の争点となった事案であった。結論は，共謀が認定され，強盗致傷罪により懲役3年，執行猶予5年の判決が宣告された。

・ 今回の模擬裁判では，事案の中身がこれまでと異なる点に加えて，土曜日，日曜日を挟んで審理した点が挙げられる。従前，裁判員から大変疲れるという意見が出されていた点に鑑み，今回は木曜日，金曜日で審理を行い，土曜日，日曜日を挟み，少し頭を整理してもらって，月曜日に評議を実施した。

- ・ 土日を挟むことで、その分記憶が薄れるのではないかと、曖昧にならないかといった不安もあったが、決してそのようなことはなく、二日間程度であれば、記憶は十分維持されていたと感じた。裁判員の方々からも、土日を挟んで良かったという感想が述べられていた。(委員長)

(イ) 委員からの感想

- ・ 法曹三者による裁判員模擬裁判（第3回）を傍聴させてもらったが、以前に刑事法廷を何度も傍聴しているわけではなく、従前の刑事法廷と模擬裁判がどう違うのか、正確には指摘できないが、証人尋問において、検察官にしても裁判官にしても、証人に呼びかける際に、「証人〇〇さんは」という言葉で語りかけていた。私は「えっ」と思い、非常に新鮮な感じがした。そのような語りかけが、あまり場に慣れていない裁判員の方々の心情をやわらかくするのではないかと感じた。
- ・ 審理の中でOHPを2台使用していたが、裁判員にとっては、書面だけを見るよりも、証人が「この場所からこの場所」と指を差しながら指示することは、解り易く大変良いと感じた。
- ・ 最後の検察官と弁護人のやり取りの中で「特信情況」という法律用語が出てきた。裁判員の方々にとって、そういう用語はどうかと感じたが、全体を傍聴してみて、専門家の方々が、意識して易しい表現を使っていたことがとてもよく感じられた。
- ・ 評議においては、証人と被告人との犯行現場での距離が話題になった際、裁判官がメジャーを持ち出して、現場での距離を再現して裁判員に見せていた。距離というのは、本当に正確には実感できないし、審理において距離の長さ、数字が争いになった場合には、評議の仕方も、方法までもこのように試されていくのかなと感じた。(委員)
- ・ 法曹三者による裁判員模擬裁判（第3回）の最終日の判決の途中からの傍聴及び意見交換会に参加させてもらったが、法廷は、執行猶予5年を言い渡した。本当に最後の場面を傍聴させてもらったが、私にとって初めての法廷で、そちらで緊張してしまった。
- ・ 意見交換会は、約2時間、熱心に聞き入らせてもらった。一番印象的だったのは、裁判員全員から「疲れた」という言葉が出たことである。朝から夕方まで、二日間審理し、土日を挟んで月曜日また一日評議ということだったが、長くても半日づつの方が、精神的についていけそうな感想が裁判員から出されていた。
- ・ 三日連続あるいは半日づつ六日連続の審理となると、いずれにしろ一週間は仕事ができない。自分に置き換えた場合にも、仕事を持っている人間からすれば、「はい、そうですか」という訳にはいかないだろうと感じた。(委員)

(3) 裁判所における民事紛争（トラブル）解決のための手続－配偶者暴力に関する保護命令申立事件を中心として－

- ・ 裁判所における民事紛争（トラブル）解決のための手続－配偶者暴力に関する保護命令申立事件を中心として－をビデオを紹介しながら説明（説明者）
- ・ 申立てがされても、保護命令発令に至らないケースがあると思われるが、それはどういう場合か。また、手続において審尋が要件になっているが、相手方が出頭しない、あるいは出頭しても事実を否定するといったケースもあろうと思われるが、このような場合、どのように対処をしているのか。(委員)

- ・平成16年度以降、本庁において私が扱った事案に限れば、相手方が出頭しなかった事案はない。また、申立却下の事案もほとんどなく、2件ほどである。この2件は、申立人が法の趣旨を勘違いしたものと記憶している。(説明者)
- ・申立費用は、どの程度必要なのか。(委員)
- ・手数料として収入印紙1000円分が必要である。全体で数千円のレベルである。(説明者)
- ・保護命令違反の場合の罰金は、どういう形で相手から取り立てるのか。(委員)
- ・そういうケースは聞いたことがない。保護命令が出されると、宇都宮においては所轄の警察官が相手方のところへ出向き、保護命令の内容、違反した場合の罰則、逮捕されることもある旨等をレクチャーしている。現在、警察のそのような働き掛けもあり、違反というものは、皆無ではないが、かなり減ってきている。(説明者)
- ・平成16年法改正により、住居からの退去期間が2週間から2か月になった。期間が延長された関係で、命令の申立てがしづらくなっているという指摘が一部からある。相談所等に相談に行くと、相談員が、2か月間も相手方が家に戻れない、というような話をして、申立てを思い留まらせるといったケースがあるやに聞いているが、そういうケースを裁判所は把握されているのか。
- ・婦人相談所等の相談を受ける機関と、裁判所との連携について、何かやられていることがあるか。(委員)
- ・婦人相談所、あるいはそれに類似した県の相談機関があり、婦人相談員が相談に対応しているが、その方々の話によれば、法改正の際、それまで2週間だった退去期間を2か月に延ばした趣旨は、2週間では住居の引き揚げが事実上不可能だという声が非常に強まった結果とのことであった。
- ・裁判所は、去る5月に、県下の婦人相談員の方々60人ほどが集まったところへ、保護命令のレクチャーに出向いた。その際、相談員から実情を話してもらったが、2週間から2か月になったことは、むしろ歓迎するというような雰囲気であった。申立人の転居、家財道具一切を持ち出すということがし易くなったというような感想、あるいは意見の方が多かった。むしろ2週間でなければ困るといった声は聞こえてこなかった。(説明者)
- ・保護命令が出ると、所轄の警察官による保護命令についてのレクチャーがあるという説明があったが、それはシステム的に行われるようになってきているのか。(委員)
- ・システム的かどうか、法律的には根拠はない。警察としては、保護命令違反、要するに女性を暴力から回避させるにはどうしたらいいかといった運用を重ねた結果と聞いている。(説明者)
- ・保護命令が出た段階で、所轄に対象者がいると連絡があるわけか。(委員)
- ・これは法律に規定されており、県警に対して保護命令の通知をすることになっている。(説明者)
- ・昨年における保護命令違反は、1件だけである。命令自体は47、8件あったと記憶している。今年は違反はない。警察の立場としては、保護命令以前に暴行、傷害が実行されたものがあれば、刑法犯で逮捕することも考えている。できるだけ社会から隔離しようということである。(委員)

- ・ 退去期間が2週間から2箇月に延びたのは、住居の引き揚げの関係とのことだが、保護命令申立ては、離婚することを前提に申立てをしていると理解してよろしいのか。
- ・ もう一つは、6か月間接近するなどとなっているが、離婚後にどちらかに住まいを借りる、6か月過ぎに再びつきまとってくるというようなことに対して、保護規定というのはあるのか。(委員)
- ・ 離婚を前提にしている場合もあるが、必ずしもそうではない。この場合、なぜ離婚しないのか、色々なケースがあるかと思われるが、まず、離婚するには調停など何らかの手続が必要で、そうすると、どうしても相手方とコンタクトを取らなければならない。自分の身の安全を考慮していることがあるのかも知れない。
- ・ 6か月が経過したときは、再度の申立てが可能になっている。法改正により手当がされた。(説明者)
- ・ 女性は守られるが、その間、男性は野放しである。その男性、加害者に対する支援策はあるのか。暴力はいけないということを、加害者をフォローするというか、再教育するというか、そういうシステムがあれば良いと感じているのだが。(委員)
- ・ なぜ自分がこのような命令をもらったのか、命令に違反するとどうなるかなど理解できていない方については、命令発令後、書記官が相手方、男性に対して、一時間から一時間半、説明することを一つの運用にしている。この説明によって、男性の方も思い留まってくれるというか、気持ちの整理がつくのかなど思っている。理解していない方一般にいえることは、自分は悪いことをしていないのに、という感じがどこかに残っている。そうではなく、殴ったこと自体が駄目であり、それがこの法律であると説明している。(説明者)
- ・ 暴力を振るう人は、暴力を振るわれて育ってきたという人が結構多いと聞いている。そのような環境の中であって暴力を振るうようになってしまったわけで、その人たちを時間をかけ、法的なものに限らず、ケアするシステムがあったら良いと思う。(委員)
- ・ 配偶者暴力とケアとの関係だが、今のところ直接のつながりはない。委員が指摘するように、中にはメンタル面でのケアをしてあげないといけない人もいると思う。(委員長)
- ・ 保護命令を見ると、2か月間は住居から退去、6か月間は接近禁止となっている。そうすると、2か月過ぎて住居に入れるならば、接近できてしまう気がするが。(委員)
- ・ 命令の内容は、住居及びその付近については2か月、住居以外の場所については6か月である。2か月過ぎれば、住居に近づいて良いわけだが、実際、そのころには女性は避難して住居からいなくなると考えていただいてよい。ただし、何らかの事情で、例えば病気などのため避難できなかった場合には、再度申立てにより、事実上の延長が可能となっている。(説明者)
- ・ そうすると、2か月经過後に再び一緒に暮らすということはないという前提なのか。(委員)
- ・ 法律はそうになっている。ただし、男女の間は非常に微妙であり、実際問題、保護命令が出されても、気持ちが変わる場合もあり得る。この場合は、制度として取消しの申立てが可能になっている。この法律の施行が平成13年と、他国に比して遅かったの背景には、夫婦の間に法律がどこまで入り得るものなのか、論議された経緯がある。

(説明者)

- ・ 保護命令を取消した例はあるのか。(委員長)
- ・ 当庁でも取消しの例はあるが、それは、退去命令の部分と、接近禁止の部分とを別々に考えてのものである。退去命令は2か月間であり、実際には2か月かからずに転居、移転等が済んでしまった場合、逆に、相手方には負担になってしまうことから、転居、移転が完了し、必要がなくなった時点で退去命令を取り消すということは、実際に結構ある。(説明者)
- ・ 離婚の問題に絡んでいるが、取消してうまくいっている例はあるのか。(委員)
- ・ 追跡調査まではしていないが、気持ちが変わる、仲良くなって取り消したという例はない。(説明者)
- ・ 常識的に考えると、互いの信頼関係は、申立ての時点で終わっていると我々は考えるのだが、夫婦だけではなくて愛人関係、恋人同士でも保護命令は発令されるのか。(委員)
- ・ 同居しているということが前提になる。例えば、別のところに住んでいる恋人同士、あるいは愛人ということになると、命令の対象にはならない。(説明者)
- ・ 内縁でも暴力を振るという可能性自体あるが、そういう場合も対応はするわけか。(委員)
- ・ 一緒に住んでいたという事実、同棲していればOKである。(説明者)
- ・ 離婚訴訟で何件か経験があるが、調停が不調となり訴訟となつて、明日判決というとき、前日に取下げる人がいる。結局、そこまで話がまとまらず、もめにもめていても、明日の判決で、もしかしたら判決で離婚が認められてしまうとなると、心配になって取下げる人がいる。やはり、男女の仲はよくわからない。保護命令の場合でも、気持ちが変わることはあり得ないわけではない。(委員長)
- ・ 次回のテーマについて、何かご希望等はあるか。(委員長)
- ・ 裁判員制度に関連し、裁判所の物的な問題についての準備、例えば託児スペースなど、その辺りの準備、考えがあれば、委員にも意見があろうと思うので、話題にしたらどうか。(委員)
- ・ 裁判員制度の環境整備に関しては、宇都宮地裁のみでは解決できない部分もあり、その点は御了解いただくこととして、次回のテーマは裁判員制度についてとし、その一環として、環境整備の問題を採り上げ、委員の方からご意見、ご要望を出していただく。また、これから考えて行かなくてはならないと思っていることも、話題として委員の方から挙げていただきたい。(委員長)

(4) 次回開催日について

- ・ 次回は、平成18年11月29日(水)とし、午後1時30分から午後3時30分まで宇都宮地方裁判所大会議室で開催したい。(委員長)

以 上